

～循環型地域社会の実現をめざして～

令和7年度版
岩手県産業・地域ゼロエミッション推進事業
【プラスチック再商品化事業者開拓支援事業】
の手引き

県では、家庭から排出される使用済プラスチック使用製品廃棄物（プラスチックごみ）の再商品化に向けた実証事業への支援を行います。

（※産業・地域ゼロエミッション推進事業の他の補助メニューは今回の募集の対象とはしていません）

令和7年4月
岩手県環境生活部資源循環推進課

公募期間…令和7年4月1日（火）～令和7年5月30日（金）

令和7年度版岩手県産業・地域ゼロエミッション推進事業
【プラスチック再商品化事業者開拓支援事業】
の手引き

目 次

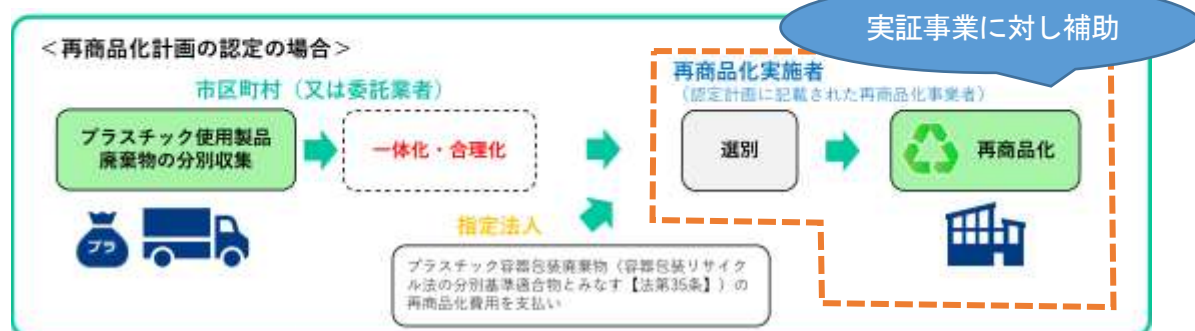
1	プラスチック再商品化事業者開拓支援事業とは？	----- (3ページ)
2	制度の概要	----- (3～4ページ)
	(1) 事業概要	
	(2) 補助対象者	
	(3) 補助対象経費、補助率及び補助金額	
	(4) 採択予定事業者数	
3	応募に当たっての留意事項	----- (4～5ページ)
	(1) 応募書類の提出	
	(2) 事業計画	
	(3) 事業期間	
	(4) 補助金交付期待額の算定における端数の取扱い	
	(5) 採択事業の公表	
4	応募事業の審査・選考	----- (5ページ)
5	事業実施に当たっての留意事項	----- (5ページ)
	(1) 補助対象経費の発注	
	(2) 補助金の前金払い	
	(3) 事業計画の変更	
6	経理処理についての留意事項	----- (5～6ページ)
	(1) 帳簿等の記録、管理、保存	
7	補助金の支払い	----- (6ページ)
8	スケジュール	----- (6ページ)
9	提出書類	----- (7ページ)
	(1) 応募関係書類（公募期間中）	
	(2) 交付申請関係書類（事業採択後）	
	(3) 実績報告関係書類（補助事業完了時）	
10	その他	----- (8ページ)
	(1) 事業委託の制限	
	(2) 補助対象物件等の検収・表示	
	(3) グリーン購入等への協力	
11	相談・応募先	----- (8ページ)

1 プラスチック再商品化事業者開拓支援事業とは？

この事業は、市町村、一部事務組合又は広域連合（以下「市町村等」という。）と連携して、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和 3 年法律第 60 号。以下「プラスチック資源循環促進法」という。）第 2 条第 3 項に規定する使用済プラスチック使用製品廃棄物※の回収、処理及び同法第 2 条第 8 号に規定する再商品化を試行的に行い、同法第 33 条第 1 項に定める再商品化計画の策定を見据えた実証を目的として実施する事業に対し、その経費の一部を補助する事業です。

※ プラスチック資源循環促進法では、「使用済プラスチック使用製品が廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 2 条第 1 項に規定する廃棄物となったものをいう」と規定されています。

なお、「使用済プラスチック使用製品」とは、一度使用され、又は使用されずに収集され、若しくは廃棄されたプラスチック使用製品であって、放射性物質によって汚染されていないものと定義されています（プラスチック資源循環促進法第 2 条第 1 項）。



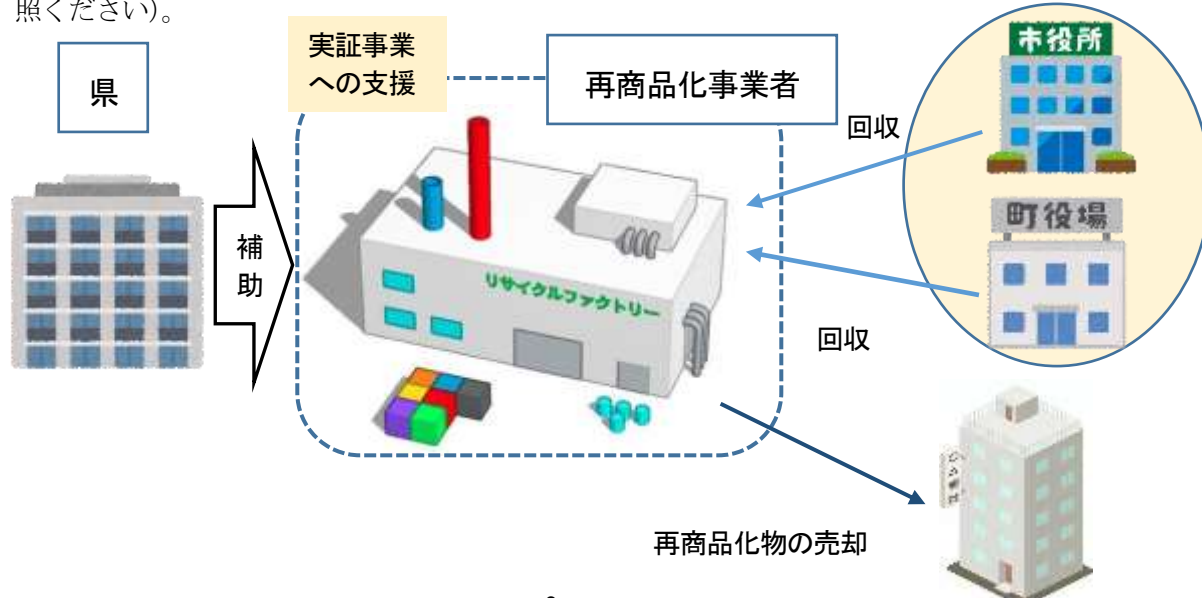
2 制度の概要

(1) 事業概要

プラスチック資源循環促進法に基づく使用済プラスチック使用製品廃棄物の再商品化事業者に参入するための検討に当たっては、市町村等と連携しながら、効果的な使用済プラスチック使用製品廃棄物の分別回収方法を検討するとともに、参入に当たっての諸条件（引き受け量、再商品化されたプラスチックの引取り先の確保、長期的に再商品化事業が実施できるか）の検討に向けた導入実証が必要といえます。

このことから、市町村等と連携し、導入実証に向けた使用済プラスチック使用製品廃棄物の受け入れ、再商品化の試行を行います。再商品化の試行に当たっては、使用済プラスチック使用製品廃棄物の種別に応じた引き受け・再商品化を行うための諸課題の整理、再商品化の方法、再商品製品の引き受け先の確保・開拓などを行います。

この実証に係る経費が対象となります（詳細は、(3) 補助対象経費、補助率及び補助金額を御参照ください）。



(2) 補助対象者

- ア 県内に事業所を置くまたは置こうとする事業者（特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）に基づき認証を受けた特定非営利活動法人（NPO 法人）を含みます。）
- イ 複数の事業者から構成される、法人格を有する団体（構成員の半数以上が県内に事業所を置く事業者である必要があります。）

(3) 補助対象経費、補助率及び補助金額

事業区分	補助対象経費	補助率	補助金額
プラスチック再商品化事業者開拓支援事業	1 回収に要する経費（人件費、車両リース料、燃料費、回収用資材の調達等） 2 再商品化に要する経費（再商品化に係る機器類の維持管理経費等） 3 市場開拓に要する経費 4 市町村等との協議・調整に要する経費 5 調査・研究に要する経費 6 住民等への周知に要する経費 7 その他、知事が必要かつ適当と認める経費 ただし、次のア及びイに掲げる経費は補助対象外とする。 ア 不動産の取得・造成、建物・機械整備（改良）及び 1 件当たり 3 万円を超える備品購入に要する経費 イ 連携する市町村等が執行する経費	補助対象経費の 3 分の 2 に相当する額以内の額	1 法人又は 1 者当たり 500 万円を上限とする。 ※ただし、予算の範囲内で実施するため、応募状況によっては上限を引き下げて交付することがあります。

- 事業の採択にあたっては、書類審査などを実施します。
- 事務所の光熱費や従業員の賃金等の経常的経費など、用途が応募事業に限定できないものは、原則として補助対象となりません。
 ただし、合理的な手法により按分して得た経費相当分に関しては、補助対象事業費とすることができます（該当がある場合には、事前に県資源循環推進課にご相談ください）。
- 消費税や金融機関への振込手数料は補助対象経費となりませんので、申請にあたってはその分を除いて積算を行ってください。
- 廃棄物処理施設設置許可（一般廃棄物・産業廃棄物）や廃棄物処理業の許可（一般廃棄物・産業廃棄物）が必要になる場合があります。詳しくは県資源循環推進課にご相談ください。

(4) 採択予定事業者数

3 事業者程度の採択を予定しています。応募事業者数が 3 事業者を上回る場合には、後掲する「4 応募事業の審査・選考」において、事業計画の熟度等を考慮して採否を決定します。

3 応募に当たっての留意事項

(1) 応募書類の提出

応募書類の提出の際に、事業内容についてのヒアリング等を行いますので、あらかじめ応募書類を提出する日時を県資源循環推進課までお知らせの上持参願います。

なお、所定の応募様式の規格は A 4 判としますが、補足説明資料については、それ以外の規格でも構いません。

(2) 事業計画

本事業の実施には、使用済プラスチック使用製品廃棄物の回収処理及び再商品化に向けて市町村等との連携が必須です。連携する市町村等との協議状況を踏まえた事業計画の実現性などを中心に

審査しますので、綿密に事業計画を検討し、作成してください。

(事業計画の作成に向け、県資源循環推進課で随時相談に応じます)

(3) **事業期間**

単年度内に完了する事業が対象となりますので、事業期間は、原則として県からの補助交付決定日(令和7年7月を予定)から令和8年3月13日までの間で設定していただく必要があります。

(令和8年3月下旬は事業の完了確認等を行うため、3月13日までに事業が完了する必要があるものです。)

また、事業期間内に全ての補助対象経費の支払いを終えていただく必要があります。

(4) **補助金交付期待額の算定における端数の取扱い**

1,000円未満の端数が生じた場合は、端数を切り捨てた額を補助金交付期待額としてください。

(5) **採択事業の公表**

採択事業については、採択事業者名、事業テーマ、事業概要、事業費、補助額及び事業における目標等をインターネット等により公表しますので、あらかじめご了承ください。

4 応募事業の審査・選考

主に書類審査により選考を行います。書類審査に当たっては、以下の視点を中心に審査します。

＜主な視点＞

- ・市町村等との連携体制(市町村等との役割分担の明確化 など) ※重点
- ・回収に係る体制(効果的な回収体制の確保 など)
- ・再商品化に係る体制(再商品化のための処理体制の確保、再商品化物の売却先の確保 など)
- ・プラスチック資源循環促進法に基づき認定を受けた再商品化計画に掲載される再商品化事業者となり得る実現性(将来性の方向 など)

5 事業実施に当たっての留意事項

(1) **補助対象経費の発注**

補助金交付決定前に契約した経費は補助対象外となりますので、補助対象経費とする物品又は役務に関する発注及び契約は、県から補助金交付決定を受けた後に行ってください。

(2) **補助金の前金払い**

原則として、補助金は全ての補助対象経費の支出が確認できた後にお支払いします。例外的に、特別な事情があると認められる場合は、必要な金額を前金払いすることができます。

(3) **事業計画の変更**

実施事業について、下記のような変更が生じる場合、事業計画変更の申請を行い、その承認を受ける必要があります。

- ① 事業テーマの変更又はこれに類する変更
- ② 事業種目の追加、中止又は廃止
- ③ 経費の配分の20パーセントを超える増減
- ④ 補助金額の変更を伴う変更

なお、事業計画の変更により、当初決定を受けた補助金額を増額することはできません。

6 経理処理についての留意事項

(1) **帳簿等の記録、管理、保存**

補助対象経費の収支を明確にするため、補助事業専用の帳簿(補助簿)や預金通帳等を用意するなどして、他業務の経理と明確に区別できるようにしてください。

また、補助対象経費に関する経理については、事実を明確にした証拠書類を整理し、補助事業終了後5年間保存してください(証拠書類によって補助対象経費が確認できない場合、補助対象経費の認定が出来ず、補助金をお支払いできなくなるおそれがあります。)

《証拠書類の例》

- ① 物品購入やリース料等：見積書、注文書、注文請書、契約書、納品書、検収書、請求書及び領収書（銀行振込の場合は振込金受領書等）など
- ② 人件費：賃金支給調書 など

7 補助金の支払い

- (1) 補助対象経費の支払いは、他の取引との区別を明確にするため、単独の支払いにするとともに、必ず直接払いや銀行振込等の方法により行い、書類上そのことを確認できるようにしてください（回し手形や相殺等による支払いは認められません）。
- (2) 補助対象経費は、振込手数料を除いた金額になるので、相手方からのサービス等で振込手数料を除いた金額を相手方に振り込むことがないように注意してください。
- (3) 補助対象経費の支出は、令和8年3月13日までに完了するようにしてください。

8 スケジュール

- 公募期間…令和7年4月1日(火)～令和7年5月30日(金)
- 審査
 - ・ 書類審査…令和7年6月～7月
- 審査結果決定、審査結果通知…7月
- 補助金交付決定…7月

※ 公募期間以外は、時期が変更となる場合があります。

9 提出書類

以下の説明では、提出書類について「岩手県産業・地域ゼロエミッション推進事業費補助金交付要綱」で様式を定めている場合には「要綱様式第〇号」と、「岩手県産業・地域ゼロエミッション推進事業費補助金交付要綱実施細則」で定めている場合には「細則様式第〇号」と記載しています。

いずれの書類も、提出部数は1部です。

なお、下記書類の提出にあたっては、補助対象経費の性質に応じて、必ず見積書又はそれに準じるもの（カタログ等）の写しを添付してください。

（1）応募関係書類（公募期間中）

事業区分	提出書類及び添付書類	様式
プラスチック再商品化事業者開拓支援事業	① 岩手県産業・地域ゼロエミッション推進事業基本計画書 ② 事業計画書 ③ 収支予算書 ④ 経営状況表 ⑤ 経営計画及び資金計画 ⑥ 再商品化物の販売計画 ⑦ 直近3期分の財務諸表（貸借対照表、損益計算書等） （個人の場合は青色申告書の写し） ⑧ 法人の場合は定款及び登記簿謄本、個人の場合は住民票抄本 ⑨ 納税証明書（法人の場合は直近1期分の法人県民税及び法人事業税、個人の場合は直近1年分の個人事業税） ⑩ 会社案内等のパンフレット ⑪ その他知事が必要と認める書類	細則様式第1－8号 細則様式第2－8号 細則様式第3－4号 細則様式第8号 細則様式第9号 細則様式第13号

（2）交付申請関係書類（事業採択後）

事業区分	提出書類及び添付書類	様式
プラスチック再商品化事業者開拓支援事業	① 岩手県産業・地域ゼロエミッション推進事業費補助金交付申請書 ② 事業計画書 ③ 収支予算書 ④ その他知事が必要と認める書類	要綱様式第1号 細則様式第2－8号 細則様式第3－4号

（3）実績報告関係書類（補助事業完了時）

事業区分	提出書類及び添付書類	様式
プラスチック再商品化事業者開拓支援事業	① 岩手県産業・地域ゼロエミッション推進事業実績報告書 ② 収支精算書 ③ 岩手県産業・地域ゼロエミッション推進事業費補助金交付請求（精算）書 ④ 補助対象経費に関する経理関係の書類の写し（契約書、領収書等） ⑤ その他補助事業に関する証拠書類	要綱様式第3－7号 要綱様式第4－4号 要綱様式第5号

10 その他

(1) 事業委託の制限

「岩手県産業・地域ゼロエミッション推進事業」は、応募事業者が自ら事業を行うことを前提としているため、事業の大半を他の事業者等に委託することはできません。ただし、事業目的を達成するために必要と認められる範囲内であれば、委託することも可能です。

(2) 補助対象物件等の検収・表示

補助対象物件等の納入期日を確実に把握するために検収を行い、検収年月日を明確にしてください（検収日は補助対象物件等の取得日とします）。

また、補助金により取得した物件等（原材料その他表示が困難なものは除く。）には、

令和7年度岩手県産業・地域ゼロエミッション推進事業取得物件

と表示（長期にわたって消えるおそれがなく、かつ見えやすい大きさのもの）してください。

(3) グリーン購入等への協力

補助事業実施中に物品等を購入する場合は、岩手県知事が認定する「岩手県再生資源利用認定製品」、「岩手県グリーン購入基本方針」に基づく環境物品及びエコマーク製品（公益財団法人日本環境協会認定）等、できるだけ環境にやさしい物品等を購入してください。

11 相談・応募先

この補助事業の相談・応募等の受付窓口は下記のとおりです。事業内容、書類の作成の仕方など、お気軽に御相談ください。

- 岩手県環境生活部資源循環推進課（岩手県庁 11 階）
所在地：〒020-8570 岩手県盛岡市内丸 10 番 1 号
TEL：019-629-5367
FAX：019-629-5369
e-mail：AC0003@pref.iwate.jp